

動物取扱責任者研修受講者からの質問と回答 (インターネット動画視聴受講者分 第1回)

No.1/1

番号	質問	回答
Q1	ペットマッサージ全てが医療行為になりますか？	全てのペットマッサージが獣医療行為に該当するわけではありません。ただし、疾病治療を目的とするものや、飼育動物に危害を及ぼすおそれがある場合は、診療行為とみなされます。
Q2	動物病院から処方された薬(点耳薬、外用ダニ駆除剤等)を飼い主に頼まれ施術・投薬する行為は、獣医師法違反になりますか？	投薬(経口または点眼・点耳・塗布)は診療行為に該当しますので、動物病院から処方された飼い主以外は投薬しないようにしてください。
Q3	感染症の動画を保護猫活動されている方に見せてもよいですか？	視ていただいて支障ございません。 (ただしネットで視聴できる期間は、令和6年2月29日までとなります。)
Q4	海外から入ってくるおそれのある感染症は何でしょうか？	狂犬病について日本は清浄国ですが、世界中において清浄国は大変少ないため、海外との往来が多い社会情勢の中でそのリスクには常にさらされています。 また、鳥インフルエンザは、毎年冬に渡り鳥が日本に持ちこむ感染症として知られています。 京都府では、動物由来感染症を防ぐため、動物との濃厚接触を避け、動物を触った後には手洗い・消毒をすることを呼びかけています。
Q5	ペットショップで飼育している動物の診察で、頻繁に嘔吐している動物に注射等の治療をした後、予め注射器に吸わせておいた薬を、ペットショップのスタッフに注射をしてもらう行為は獣医師法に違反しますか？	注射は診療行為に該当しますので、薬の注射は獣医師が行う必要があります。 ただし、獣医系大学において獣医学科の学生が動物に注射を行うことなど例外が認められている場合があります。
Q6	ペットショップで子犬等を販売する際に、その母犬の年齢や出産回数、出産頭数などの情報を説明するようにできないですか？	法律で定められた重要事項説明の項目の中には出産回数は含まれていません。
Q7	清掃記録について、昼間の営業時間内に犬が排泄する度に清掃し、排泄回数毎にチェックをすることが大変です。美容室で必要なことなのでしょうか？	記録台帳上、最低限求められているのは、その日に、清掃等の管理業務をしたかどうかです。 ただし、事業所の判断で、しっかり管理できていることを客観的に説明できる資料としての記録を、従業員に求める場合も想定されます。
Q8	マイクロチップ装着に係る登録制度等について、詳しく研修をして欲しい。	今回は記録台帳等に絞って説明を開催しました。昨年度の府の動物取扱研修において詳細な説明をしておりますので、参考にしてください。 犬・猫へのマイクロチップ装着等について https://www.pref.kyoto.jp/doubutsu/document/s/03microchip.pdf